

久御山町地域公共交通計画策定調査業務

公募型プロポーザル実施要領

令和8年6月

久御山町地域公共交通協議会

1 目的

久御山町地域公共交通計画策定調査業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、令和9年度に久御山町地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）が策定を予定している久御山町地域公共交通計画の事前調査として実施する久御山町地域公共交通計画策定調査業務（以下「本業務」という。）を委託する業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 久御山町地域公共交通計画策定調査業務
- (2) 業務目的 別紙『久御山町地域公共交通計画策定調査業務公募型プロポーザル仕様書』（以下「仕様書」という。）のとおりとする。
- (3) 業務内容 別紙「仕様書」のとおりとする。ただし、仕様書は発注者が業務成果として求める最低限の内容を示すものであり、契約時、特定された事業者の提案内容に応じて仕様を変更することがある。
- (4) 提案内容 別紙「仕様書」のとおりとする。
- (5) 履行期間 令和8年契約日から令和9年3月19日(金)まで
- (6) 委託金額 上限金額は **7,216,000円**（消費税及び地方消費税含む）とする。
※委託契約の額は、久御山町地域公共交通協議会の予算の範囲内において、仕様書における業務内容に基づき契約交渉の相手方が算定した額（見積額）とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次の要件を全て満たすことが必要である。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始がなされていないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 久御山町暴力団排除条例（平成25年町条例第15号）第2条の規定に該当しない者であること。
- (7) 仕様書「5 業務内容」に記載する本業務と同種又は類似業務の実績を有し、専門的な技術、知識、ノウハウを有する者であること。

4 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

①公告日

令和8年6月8日（月）

②公告方法

久御山町ホームページ

③関係書類の入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の久御山町ホームページからダウンロードが可能。

「久御山町HPトップページ」⇒「各課の窓口」⇒「新市街地整備課（2階）」

⇒「お知らせ」（表示で「お知らせ」を選択）

<https://www.town.kumiyama.lg.jp/0000006501.html>

(2) 参加表明書、技術資料の作成及び提出

①提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領、仕様書等を理解した上で、次のとおり必要書類を提出すること。

提出書類	様式・留意事項	提出部数
参加表明書	様式－1（参加表明書）	1部
技術資料	様式任意（会社の業務経歴） 同種業務及び類似業務の内容及び担当する保有研究員等の会社体制について記載する。 （過去10年間とするが、それ以前に特筆しておきたい実績がある場合は記載のこと） 特に以下の実績がある場合は、必ず記載すること。 ・地域公共交通計画策定業務実績（地域公共交通網形成計画含む） ・上記計画に関連した調査業務実績	1部
	様式－2（業務実施体制） 業務を執行するにあたっての配置予定の総括責任者及び担当者を記載する。	1部
	様式－3（予定担当者の経歴等） 管理技術者及び担当者の経歴等について記載する。	1部
	様式－4（予定担当者の過去の業務実績） 管理技術者及び担当者が過去に従事した同種または類似業務の実績について記載する。 （過去10年間とするが、それ以前に特筆しておきたい実績がある場合は記載のこと。）	1部

②提出期間

令和8年6月8日（月）～6月24日（水） 17時15分必着

③提出場所

久御山町 都市整備部 新市街地整備課（久御山町地域公共交通協議会事務局）

住 所：〒613-8585 京都府久世郡久御山町島田ミスノ 38 番地

電 話：075-631-9903（直通）

F A X：075-631-6149

E-mail：shigaichi@town.kumiyama.lg.jp

④提出方法

郵送または持参により提出すること。なお、郵送に際しては、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により書類等が提出先に到着しなかったことに対する異議申立てはできない。

5 提案書、見積書の作成及び提出

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり提案書等を提出すること。

提出書類	様式・留意事項	提出部数
提案書鑑	様式－5（提案書鑑）	1部
提案書	<p>様式任意</p> <p>仕様書「6 提案内容」について記載した上で、「5 業務内容」に対する提案（貴社が支援できる内容）を簡潔に記載し、A4版20ページ以内で作成すること。</p> <p>また、「5 業務内容」以外で貴社の提案内容により追加できる業務・追加した方がよいと考える業務があればあわせて記載すること。</p> <p>なお、業務の中で本町が執行・作業・負担等すべきものがあれば必ず記載すること。</p> <p>※副本10部については、事業者名及び事業者名を推測できる表現を入れないようにしてください。</p> <p>提案書については、提案書審査委員会におけるヒアリング資料となり、ヒアリング当日は、提出済みの企画提案書以外の資料等の配布は認めない。（提出した提案書をヒアリング説明用に修正することも不可とする。）</p>	<p>正本1部</p> <p>副本10部</p>
見積書	<p>様式任意</p> <p>本業務に係る内訳明細を記載した見積書を提出すること。なお、消費税及び地方消費税相当額を除く額（千円止め）を記載すること。</p> <p>※宛名は「久御山町地域公共交通協議会長」とすること。</p>	1部

(2) 提出期間

令和8年6月8日（月）～7月7日（火） 17時15分必着

(3) 提出場所

実施要領4（2）③に定める担当課

(4) 提出方法

郵送または持参により提出すること。なお、郵送に際しては、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により書類等が提出先に到着しなかったことに対する異議申立てはできない。

(5) 提案書の作成及び記載上の留意事項

①提案書の様式は、原則A4版（両面印刷）とし、20ページ以内で作成すること。なお、A3版を用いる場合はA4サイズに折り込むこととする。また、ホッチキスあるいは接着剤等で固定せずに、バインダークリップ等で綴じること。

②文章の表現方法は特に問わないが、要点をわかりやすく簡潔にまとめること。

③様式－5は正本にのみ添えて提出すること。

(6) 委託料の目安

業務委託料は、次のとおりの額以内を想定している。

7,216,000円（消費税及び地方消費税含む）

(7) 提案書の無効等

①提案書に虚偽の記載をした場合は、提出された提案書を無効とする。

②提案書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。

③提案書はA4版20ページ以内で作成し、作成枚数を超過した場合は、無効とすることがある。

(8) 資料の提供

提案書作成の参考資料として、希望者には以下の資料を提供する。

①久御山町地域公共交通網形成計画（前身計画）

②久御山町第6次総合計画

③その他久御山町における公共交通関連資料

6 質問の受付及び回答

(1) 質問の内容

本プロポーザル実施要領及び仕様書の内容に疑義がある場合は、次のとおり質問書を提出することができる。ただし、参加表明書、技術資料及び提案書の作成、提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問は受け付けない。

(2) 質問の方法等

①質問方法

質問は、質問書様式－6によるものとし、電子メールにより提出すること。なお、質問書提出後には、必ず電話により受信確認を行うこと。

②質問期間

令和8年6月8日（月）～6月12日（金）まで

③提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

実施要領4（2）③に定める担当課

④回答方法

質問の回答は、令和8年6月19日（金）以降に久御山町ホームページに掲載する。

7 提案書を特定するための審査及び評価基準

- (1) 提案書を特定するための審査は、審査委員会を設置して行う。
- (2) 審査は提案書とヒアリング審査により行う。
- (3) 特定された者に対しては、特定した旨を書面により通知する。
- (4) 審査委員会及び審査経過については公表しない。
- (5) 提案者が1者のみの場合であっても、審査委員会は実施し、評価の結果において基準点（6割）を満たすときは、当該提案者を特定する。
- (6) 提案書の評価項目及び評価の配分は、次のとおりとする。

評 価 項 目			配分点
会社の業務経歴等	業務経歴	同種又は類似業務実績の内容	10
	保有研究員等の会社体制	担当部署の研究員数	
予定担当者の経験及び実績（業務執行能力）	総括責任者	同種又は類似業務実績の内容 当該部門従事期間	10
	担当者	同種又は類似業務実績の内容 当該部門従事期間	
仕様書6提案内容に対する提案	基本的な考え方	基本的な考え方の妥当性	70
	調査手法の提案	仕様書6提案内容②の調査内容の妥当性、具体性、施策立案との関連性及び現時点で検討できる施策や将来ビジョンの実現性	
	業務スケジュール	作業内容・作業工程を含めた業務スケジュールの妥当性	
	提案の的確性・独創性		
	取り組み意欲		
委託料	提案内容に対する妥当性		10
計			100

(7) プレゼンテーション・ヒアリング審査は以下のとおり行う。

項目	内容
①実施予定日	令和8年8月3日予定（日程が変更となった場合は通知します）
②実施場所	久御山町役場内会議室
③実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1社につき40分（説明25分以内、質疑15分程度）を予定。 ・ プレゼンテーション・ヒアリングは、事前に提出された書類を用いて行うこととし、提出期限後の差し替え及び追加資料の提出は不可とする。 ・ ※提出した提案書をヒアリング説明用に修正することも不可。 ・ 出席者は4名以内とする。 ・ <u>プレゼンテーション・ヒアリングは原則として本業務を担当する予定の者が行うこと。</u>なお、複数人で説明を分担しても差し支えない。 ・ パソコン、プロジェクター、スクリーン等が必要であれば事前に連絡すること。 ・ プレゼンテーション・ヒアリングの詳細は別途通知する。 <p>（実施日の変更があった場合も別途、事前に通知する）</p>

8 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に特定または非特定の結果を通知する。また、原則、契約締結後に、下記項目において久御山町ホームページにおいて公表する。

- (1) 特定された候補者名
- (2) 順位表 ただし、特定された候補者以外の参加者名及び審査委員名は非公表
- (3) プロポーザル審査委員会要領
- (4) 特定された候補者の提案

9 非特定理由に関する事項

- (1) 提案した提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面（非特定通知書）により通知する。
- (2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に書面により非特定理由について説明を求めることができる。

10 業務委託契約の締結

- (1) 審査委員会で選定した特定業者を業務委託契約対象者とする。この業者と契約条件の協議を行い、協議が整えば随意契約により、業務委託契約を締結する。
- (2) 最終的な契約金額については、契約締結段階で見積書の金額を上限として双方で協議し、決定することとする。
- (3) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、本町と協議の上、業務の一部を委託することができる。

11 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された資料は返還しない。また、提出された提案書は、提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提案書提出後において、原則として提案書に記載された内容の変更及び再提出は認めない。
また、提案書に記載した予定担当者は原則として変更できない。
- (4) 提案書の参加表明書到着以降の営業活動は自粛願いたい。
- (5) 特定された旨・特定されなかった旨の結果通知については、8月中旬頃に通知する。

12 実施スケジュール

①公募型プロポーザル実施公告	令和8年6月 8日 (月)
②実施要領等に関する質問受付	令和8年6月 8日 (月) ~ 6月12日 (金)
③実施要領等に関する質問回答	令和8年6月19日 (金) 以降
④参加表明書等提出期限	令和8年6月24日 (水)
⑤提案書等の提出期限	令和8年7月 7日 (火)
⑥提案書のプレゼンテーション及び ヒアリングの実施	令和8年8月 3日 (月) 予定
⑦審査結果の通知	令和8年8月中旬予定
⑧業務委託契約の締結	令和8年8月下旬予定

プロポーザル参加表明書

年 月 日

(あて先)

久御山町地域公共交通協議会

会長 中村 繁男

(申請者)

住 所

会 社 名

代表者名

次の業務について、企画提案(プロポーザル)に参加を表明します。

なお、この表明書及び関係書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

1 久御山町地域公共交通計画策定調査業務

2 必要な資格

この企画提案に参加するにあたり、実施要領「3 参加資格」の条件を満たしており、かつ仕様書に合致した業務を確実に実施することができる者であること。

3 連絡担当者

(1)所 属

(2)職 氏 名

(3)電話番号

(4)E-mail

業務実施体制

	予定〇〇者	所属・役職	担当する分担業務の内容
〇〇者			
〇〇者			
担当者	1) 2) 3)		

注1：氏名にはふりがなをふること。

注2：所属・役職については、技術提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、企業名等も記載すること。

※ 一部の業務を再委託する場合

分担業務の内容	再委託先又は協力先、及びその理由（企業の特徴）

注：他の企業に当該業務の一部を再委託する場合または学識経験者等の協力を受けて業務を実施する場合にのみ記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

予定担当者の経歴等

〇〇担当者の経歴

① 氏名		② 生年月日	
③ 所属・役職			
④ 保有資格			
〇〇〇〇 (部門: 分野:)・登録番号:		・取得年月日:	
〇〇〇〇 (部門:)・登録番号:		・取得年月日:	
その他 (名称:)・登録番号:		・取得年月日:	
⑤ 同種または類似業務経歴			
業務名	業務概要	発注機関	履行期間
登録番号	(〇〇者として従事)		
登録番号	(〇〇者として従事)		
登録番号	(〇〇者として従事)		
⑥ 手持業務の状況 (令和 年 月 日現在)、契約金額 200 万円以上			
業務名	発注機関	履行期間	契約金額
			(契約金額合計)
⑦ 従事〇〇分野の経歴 (直近の順に記入)			
		年 月～ 年 月 (年 ヶ月)	
		年 月～ 年 月 (年 ヶ月)	
		年 月～ 年 月 (年 ヶ月)	

久御山町地域公共交通計画策定調査業務 提案書

業務の名称 久御山町地域公共交通計画策定調査業務

履行期限 令和9年3月19日

標記業務について、提案書を提出します。

年 月 日

(あて先) 久御山町地域公共交通協議会
会長 中村 繁男

提出者 住 所
電話番号
会社名
代表者 役職名
氏 名

作成者 担当部署
氏 名
電 話
F A X
E-mail

(様式-6)

久御山町地域公共交通計画策定調査業務
提案書作成に係る質問書

年 月 日

(あて先)

久御山町都市整備部 新市街地整備課 課長 三上 真史
(久御山町地域公共交通協議会事務局)

会社名
代表者
担当者
連絡先 TEL
FAX
E-mail

久御山町地域公共交通計画策定調査業務について、次のとおり質問します。

NO.	頁・番号	質問
1		
2		
3		
4		
5		